○総務省令第六十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月二十七日

総務大臣　高市　早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	［第四章　同上］
［第一節～第四節の二十一の四　略］	［第一節～第四節の二十一の四　同上］
第四節の二十二　六〇MHz帯又は二GHz帯の周波数の電波を使用する無線局の無線設備（第四十九条の二十四の五・第四十九条の二十五）	第四節の二十二　二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の二十五）
［第四節の二十二の二～第九節　略］	［第四節の二十二の二～第九節　同上］
［第五章　略］	［第五章　同上］
附則	附則
第四節の二十二　六〇MHz帯又は二GHz帯の周波数の電波を使用する無線局の無線設備（六〇MHz帯の周波数の電波を使用する無線局の無線設備）	**第四節の二十二**　二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備
第四十九条の二十四の五　電気通信業務を行うことを目的として開設された無線局の無線設備であつて、五四MHzを超え六五MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。	［新設］
一　変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。	
二　通信方式は、時分割複信方式であること。	
三　空中線電力は、一〇ワット以下であること。	
四　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。	
五　隣接チャネル漏洩電力等は、割当周波数から一二〇kHz及び二四〇kHz離れた周波数の（±）五五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力よりそれぞれ四三デシベル及び五一・五デシベル以上低い値であること。	